

# 中央地域づくり協議会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中央地域づくり協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、秋田市中心部地域における住民自治の担い手となり、住民相互の交流を図りつつ、地域の諸課題の解決に取り組み、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換および交流、親睦に関する事。
- (2) 生活環境の向上など地域課題の解決に関する事。
- (3) 地域の個性を活かした魅力ある地域づくりに関する事。
- (4) 秋田市が設置する中央地域の拠点施設の管理に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会員)

第4条 本会の会員は、中通、東通、築山、保戸野、旭北、旭南、川尻、茨島・卸町、泉、八橋、寺内小の各地区の町内会連合会、町内会長連絡協議会の会長または会長から委嘱された役員1名、および、地区の各種団体の会長、または役員1名の計2名と、その他の中央地域で公益活動を行う団体の会長、または役員とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、秋田市山王一丁目1番1号 秋田市中心市民サービスセンター中央地域づくり協議会事務室に置く。

## 第2章 組織

(理事)

第6条 本会に理事を置く。理事は本会の運営にあたる。

- 2 理事の定数は、30名以内とする。
- 3 理事の選出は、会員団体の推薦による。
- 4 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の理事の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第7条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、次の事項を決定する。
  - (1) 事業計画および予算に関する事。

- (2) 事業報告および決算に関すること。
- (3) 役員および事務局の選任に関すること。
- (4) 会則その他規則の制定および改廃に関すること。
- (5) 会務および事業に関する基本的事項および重要事項に関すること。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上の請求があったときに随時開催する。

4 理事会の議決は次による。

- (1) 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) 理事会に出席できない理事は、その権限の行使を他の出席者に委任することができる。この場合において受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなす。

5 理事会の議長は、出席した理事の中から会長が指名する。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。役員は理事の中から理事会が選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 常任理事は、会務の執行および事業の実施にあたる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第11条 本会に、会長、副会長および常任理事で構成する役員会を置く。役員会は、必要に応じ随時開催し、次の事項を審議する。

(1) 本会に会長、副会長で構成する三役会を置く。三役会は必要に応じ随時開催し、役員会、理事会の事前審議や、この会則に無い事項について審議する。

(2) 理事会の決定に基づく会務の執行および事業の実施に関すること。

(3) 理事会で審議する議案の作成に関すること。

(4) その他、会の運営に必要な事項に関すること。

(部会)

第12条 本会の事業を行う上で必要なときは、理事会の議決により部会を設置することができる。

1 部会に部会長を置く。部会長は理事の中から理事会が選任する。

2 部会長は、担当する部会を総括する。

3 部会の委員の構成は、担当理事のほか各種団体からの推薦者、公募、会長からの委嘱された者から構成する。

(顧問)

第 13 条 本会に、理事会の議決により顧問を置くことができる。顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

### 第 3 章 事務局

(事務局)

第 14 条 本会に事務局を設置する。

2 事務局員は次のとおりとする。

(1) 事務局長 1 名

(2) 事務局員 若干名

3 事務局長は、本会の運営に伴う事務および会計を総轄する。

### 第 4 章 会計

(経費)

第 15 条 本会の経費は、委託金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 会計年度経過後の 4 月 1 日から 5 月 10 日までを出納整理期間とする。

(会計および資産帳簿の整備)

第 17 条 本会の収入、支出および資産を明らかにするため、事務局は会計および資産に関する帳簿を整理する。

### 第 5 章 監査

(監事)

第 18 条 本会に監事を置く。監事は 2 名とし、理事以外の者を理事会が選任する。

(監事の任務)

第 19 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い理事会に報告する。

(監事の任期)

第 20 条 監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。

### 第 6 章 その他

(任期)

第 21 条 会長、副会長、理事、監事のそれぞれの任期の 2 年は、年度が終了し、翌年度の最初の理事会までの 2 年とする。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては別に定める。

(書面表決)

## 第 23 条

社会情勢、または自然災害等により理事会、役員会等が開催できない場合での表決は書面にて代えることができる。

### 附 則

- 1 この会則は、平成 27 年 8 月 28 日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成 29 年 3 月 13 日から施行する。

### 附則

この会則は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

### 附則

この会則は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。